

「第三者割当による2018年満期ユーロ円建転換社債型  
新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」  
に関する補足資料

平成26年3月7日  
日本ハム株式会社

- 第5回転換社債型新株予約権付社債(第5回国内CB)は、株価の上昇に伴いほぼ全てが当社普通株式に転換された結果、当社株主資本が約300億円増加しました。



転換による平成27年3月期のROEへの影響を抑制し、負債資本構成の最適化を図るため、平成26年3月期中の自己株式取得を含む資本・財務戦略を実施する必要があります。

- 日本ハムグループは、平成27年3月期における、ROE7.0%（連結）の達成を、重要な経営目標としています。

## 【ROEの計算式】

平成27年3月期  
当社株主に帰属する当期純利益

$$\frac{\text{（期首当社株主資本）} + \text{（期末当社株主資本）}}{2}$$
  
（平成26年3月期末）      （平成27年3月期末）

平成27年3月期  
7.0%（連結）  
（目標）

当社株主に帰属する当期純利益：

売上拡大と収益性向上のための成長戦略の推進により当期純利益の拡大を図っています。

期首期末平均当社株主資本：

第5回国内CBの転換が転換期限である本年2月末に向けて加速し、当社株主資本が増加したことから、資本・財務戦略の推進が必要となっています。

- 資本・財務戦略の検討ポイントとしては、以下の3点を重視しました。
  - － 第5回国内CBの転換動向を転換期限まで慎重に見極め
  - － 平成26年3月期中という短期間で機動的且つ効率的に実施
  - － 負債資本構成を第5回国内CBの転換前の状況に戻す

### 【理由】

- 第5回国内CBの転換に先立ち自己株式取得を開始したにもかかわらず、予想に反して第5回国内CBの転換が進まなかった場合には、償還資金最大300億円と合わせ、最大600億円の資金が必要となる懸念
- 他方、第5回国内CBが全額転換され、かつ、平成26年3月期中に資本政策を実施しない場合、平成27年3月期のROEに対する第5回国内CBの転換の影響を払拭するためには、平成27年3月期に約600億円の自己株式取得を行う必要が生じてしまうが、それは財務上好ましくない
- 当社としては、第5回国内CBの転換前の負債資本構成(DELレシオ0.5近傍)が現時点での最適値

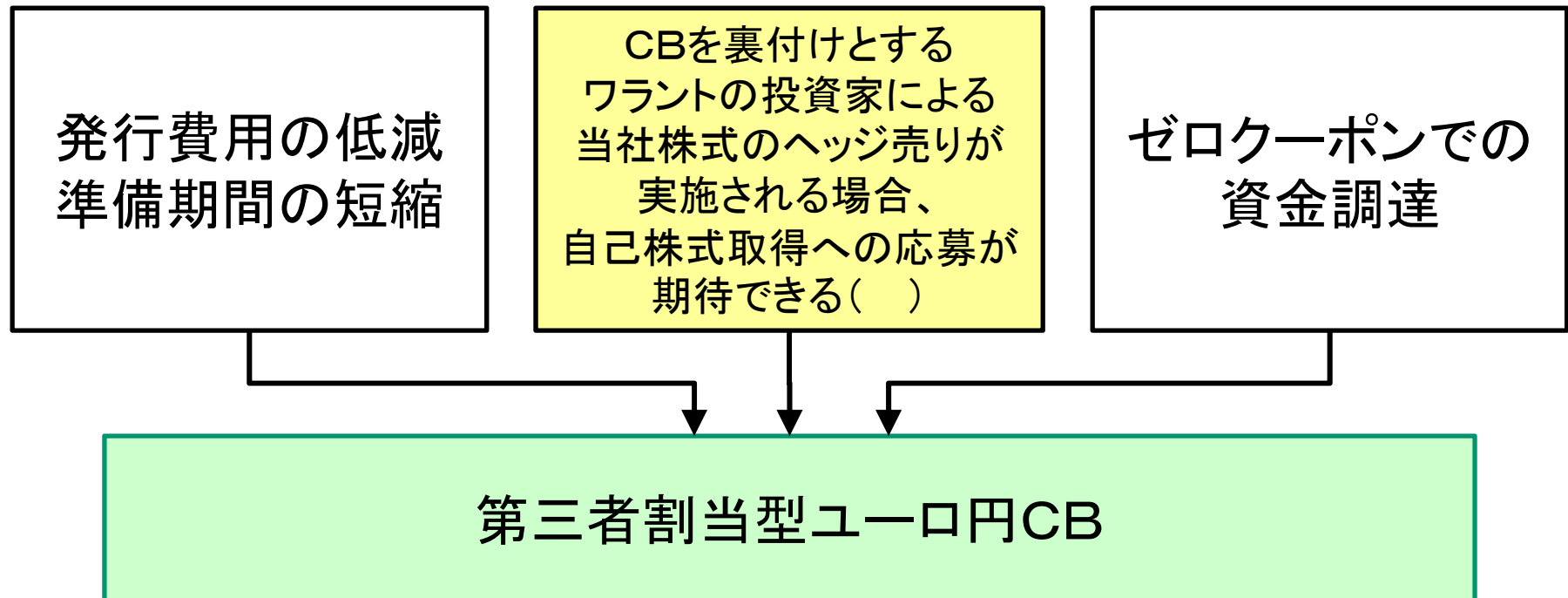
負債性を高めたユーロ円CBの機動的な発行と、ToSTNeT-3を含む自己株式取得(上限300億円)を、平成26年3月期中に実施予定。

## 第三者割当型ユーロ円CBの概要

額面金額総額	300億円
期間	平成26年3月26日～平成30年9月26日(4年6ヶ月)
利率	利息は付さない(ゼロクーポン)
募集の方法	第三者割当方式(割当先:SMBC Nikko Capital Markets Limited)
資金使途	自己株式取得のため <small>(差引手取概算額30,120百万円の内、平成26年4月末までに30,000百万円を上限として自己株式取得資金として調達するつなぎ融資の返済及び自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当し、その残額は平成26年4月末までに運転資金に充当する予定)</small>
発行価額	100円につき100.50円
償還価額	100円につき100円
転換価額	条件決定時点で得られる直近の当社株価終値×110%以上で市場動向等を勘案して決定
転換抑制	<ul style="list-style-type: none"><li>・転換制限条項(転換価額の120%を一定期間超えないと転換不可)</li><li>・取得条項(額面現金決済型)</li></ul>

4年6ヶ月債とし、本CBの転換期限及び満期償還日後決算期末迄の資本・財務戦略が柔軟に行える期限としました。

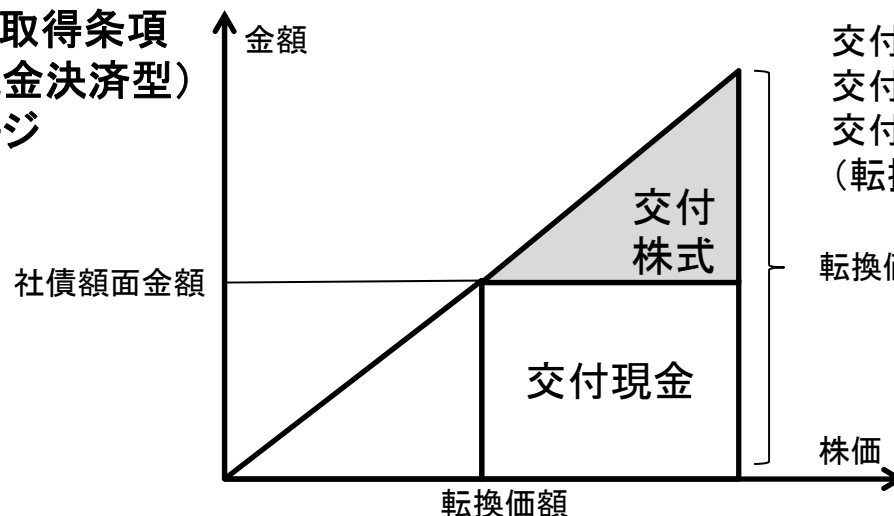
- 下記の要素を慎重に検討した結果、第三者割当型ユーロ円CBを選択しました。



ヘッジファンド等のCBの投資家は、CBを買い付けると同時に現物株式を売却し、CBの価格変動リスクをヘッジすることが多く、本件において当社株式のヘッジ売りが実施される場合には、当社が行う自己株式取得に対して応募することが期待されます。

- 適切な水準でのアップ率の設定に加え、既存株主様の利益に配慮し、**希薄化抑制のための条項を付しています。**
  - 120%転換制限条項(2014.3.26～2018.6.25)
    - 株価が一定水準(転換価額の120%)を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項を付して、転換を抑制しています。
  - 取得条項(額面現金決済型)(2018.6.25～2018.9.26)
    - CBの社債額面金額に相当する金銭を交付することにより、交付株式を転換価値から社債額面金額を引いた部分に相当する数に抑えることで、希薄化を抑制することができます。  
(本条項に基づき、当社の裁量により、2018年6月25日以後に事前通知を行った上でCBを取得することができます。)

ご参考:取得条項  
(額面現金決済型)  
のイメージ



交付財産: 交付株式+交付現金

交付現金: 社債額面金額100%

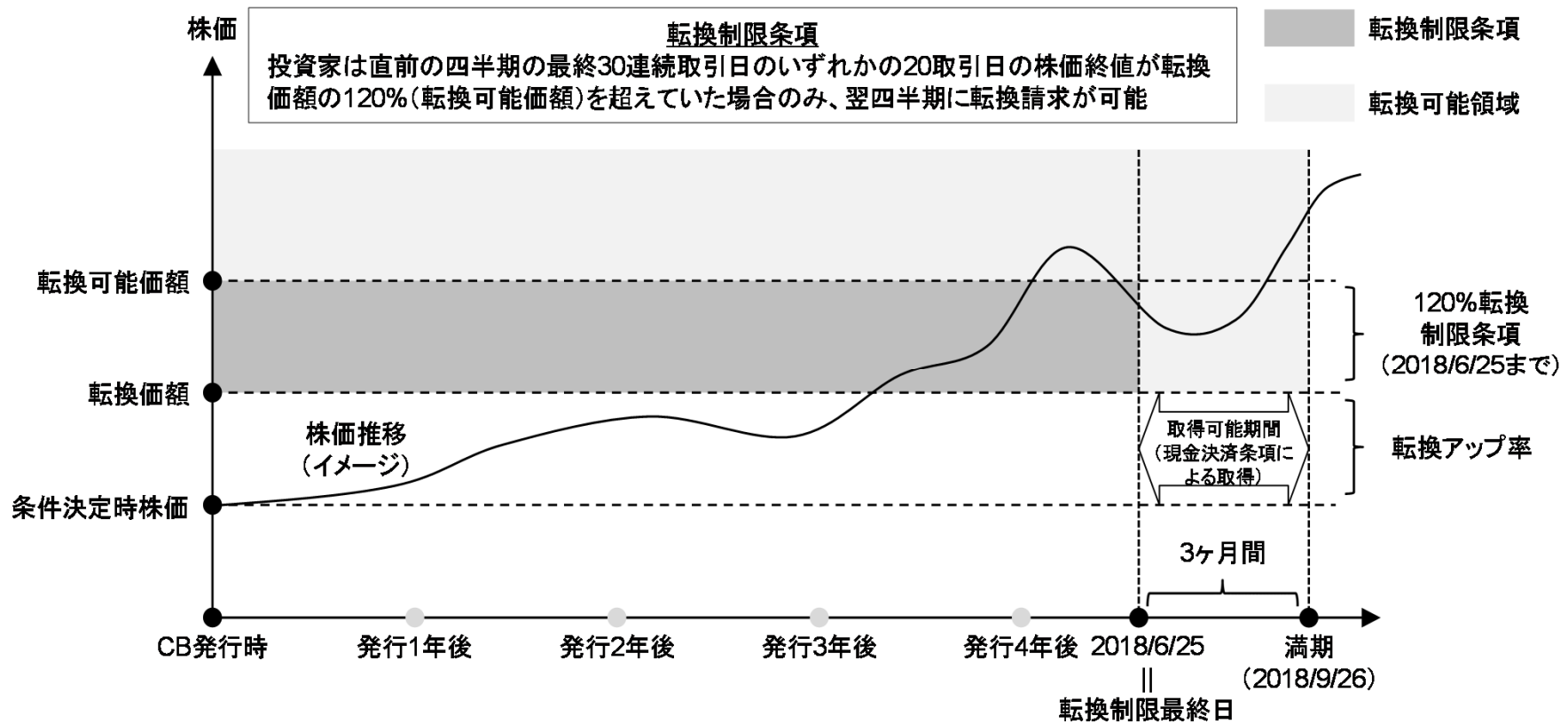
交付株式:

$(\text{転換価値} - \text{社債額面金額}) \div 1\text{株当たり平均株価 (VWAP)}$

転換価値( ):

$(\text{社債額面金額} \div \text{最終日転換価額}) \times 1\text{株当たり平均株価 (VWAP)}$

- 120%転換制限条項と取得条項(額面現金決済型)により希薄化を抑制し、既存株主様の利益に配慮したCB商品設計としています。以下は、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。



- 本ユーロ円CB発行後においても、新中期経営計画パートでお知らせした株主還元方針に変更はありません。
  - 連結配当性向は30%を目安として、安定的かつ継続的な配当成長を目指して参ります（尚、当分の間は配当金の下限を1株当たり16円とする予定です）。
  - 自己株式の取得については、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として、機動的に実施して参ります。併せて総還元性向も高めて参ります。

本資料は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債(「本社債」)の発行に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

本資料に記載の経営目標、計画及び将来に関する見通しは、当社が現時点で入手可能な情報や、合理的と判断した一定の前提に基づいて策定した目標・計画及び見通しであり、潜在的なリスクや不確実性などを含んでいることから、その達成や将来の業績を保証するものではありません。実際の業績等は、本書に記載の目標・計画又は見通しとは大きく異なる結果となる可能性があります。なお、将来における情報・事象及びそれらに起因する結果にかかわらず、当社は本書に記載の目標・計画又は見通しを見直すとは限らず、またその義務を負うものではありません。